

沼田町建設工事等に係る最低制限価格の基準取扱要綱

平成27年6月 1日

改正 平成29年4月19日

改正 令和3年4月15日

(趣旨)

第1条 この要綱は、沼田町財務規則（平成5年3月22日規則第3号）第104条の規定により定められている最低制限価格の決定に関する必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 予定価格が250万円を超える工事の請負の契約に係る競争入札について、町長は、最低制限価格制度を適用することができるものとする。ただし、予定価格が250万円以下の工事であっても町長が当該制度の適用を必要と認めた工事は対象とする。

2 予定価格が250万円を超える業務委託の契約に係る競争入札について、町長は、最低制限価格制度を適用することができるものとする。ただし、予定価格が250万円以下の業務委託であっても町長が当該制度の適用を必要と認めた業務委託は対象とする。

3 同条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、最低制限価格制度を適用しないものとする。

(1) 随意契約による工事（業務委託を含む）

(2) その他町長が特に認める工事（業務委託を含む）

(最低制限価格制度)

第3条 最低制限価格の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工事の請負の契約に係る最低制限価格は、次のアからエまでに掲げる事項の合計額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあつては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とし、特に必要があると認めるときは、予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内において適宜の割合で定めることができるものとする。

ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

- エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額
- (2) 業務委託の契約に係る最低制限価格は、業務委託の種類ごとに次のアからカまでに定める額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とし、一の契約の中に二以上の業務委託が含まれる場合は、業務委託の種類ごとに算出した額の合計額に100分の110を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- ア 測量にあつては、直接測量費の額、測量調査費の額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- イ 設計（土木）にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- ウ 設計（建築）にあつては、直接人件費の額、特別経費の額、技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の6を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- エ 地質調査にあつては、直接調査費の額、間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額、解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額及び諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあつては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額（1円未満切り捨て）とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあつては、予定価格に3分の2を乗じて得た額（1円未満切り上げ）とする。
- オ 補償調査にあつては、直接人件費の額、直接経費の額、その他原価の額に10分の9を乗じて得た額及び一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあつては、予定価格に10分の8を乗じて得た額

(1円未満切り捨て)とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあつては、予定価格に10分の6を乗じて得た額(1円未満切り上げ)とする。

カ その他特別なものについては、上記アからオまでの算定方法にかかわらず10分の6から10分の8まで(測量業務にあつては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあつては3分の2から10分の8.5まで)の範囲内で適宜の割合とする。

- (3) 町長は、最低制限価格を設定したときは、当該最低制限価格を記載した最低制限価格調書(別記様式第1号)を作成するものとする。
- (4) 入札参加者への周知については、入札公告において最低制限価格を設定している旨を記載するものとする。
- (5) 落札者の決定は、最低制限価格を設定したときは予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札者を落札者とするものとする。

(その他)

第4条 予定価格、最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

附 則

この要綱は、平成27年6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

